

## 消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、寒河江ガスをお使いいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金<sup>\*</sup>を改定いたします。

<sup>\*</sup>ガス料金の税抜き価格は変更ございません。

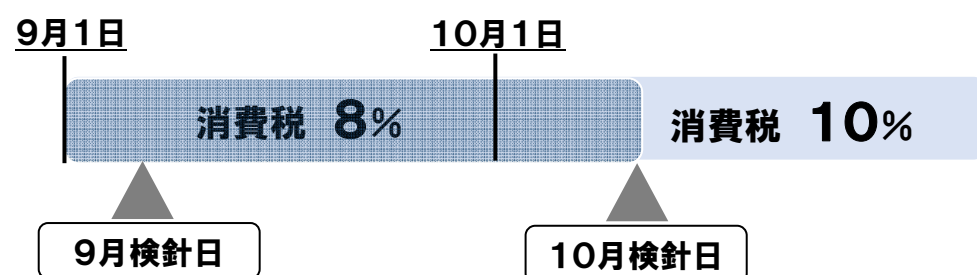
### 「消費税」の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続して選択約款をご契約のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。

### 経過措置とは

2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さま



### 対象契約種別

選択契約（業務用B契約）

### 変更のポイント

【新旧ガス料金比較表】

契約種別	適用条件	区分	新 基本料金	旧 基本料金	新 基準 単位料金	旧 基準 単位料金
業務用 B契約	1か月 900 m <sup>3</sup> 以上、 年間 10,000 m <sup>3</sup> 以上 30,000 m <sup>3</sup> 未 満	0~	10,197 円/m <sup>3</sup>	10,011 円/m <sup>3</sup>	138.83 円/m <sup>3</sup>	136.30 円/m <sup>3</sup>

- 上記料金表には、消費税等相当額を含みます。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- 当社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。  
(URL : <https://www.sagaegas.jp>)
- 詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がある場合等は、下記窓口までご連絡ください。

\*リース料金について

平成31年3月31日以前に交換・設置されている場合は使用期間満了まで消費税率 8%となります。

その他の場合は令和元年10月1日から新しい税率（今回は10%）に変更になります。

寒河江ガス株式会社（小売登録番号C0016）

住所 寒河江市石田24番地【窓口】  
TEL : 0237-86-2333  
受付時間 : 午前8時30分から午後5時00分  
(土・日・祝日を除く)